

## 経営者保証ガイドラインにかかる取組方針

和歌山県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」とする。）は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」とする。）を尊重し、遵守するための取組方針を策定しました。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまから本ガイドラインに則した保証債務の整理等の申し立てを受けた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

### 1. 経営者保証の必要性検討について

お客さまから資金調達の要請を受けた場合には、以下の要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、お客さまの意向を踏まえた上で検討します。

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- (5) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

### 2. 経営者保証契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた場合には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

### 4. 経営者保証履行時の対応について

経営者保証における保証債務の履行を求める場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案して決定します。